

令和6年度 第5回教育本部理事会

令和6年（2024年）7月11日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
525（内規） 夏期営業のスキー場におけるバッジテスト内規 1．公認スキーバッジテスト規程第2条<u>（4）</u>に基づき、内規を定める。 2．夏期に営業するスキー場における公認スキーバッジテスト（以下「バッジテスト」という。）を実施する場合は、この内規の定めるところによる。 3．開催する斜面の形態は、人工芝、スノーマット等、使用する道具はスキー又はスノーマット専用スキーを原則とする。 4．開催を希望する加盟団体、公認スキー学校、所属団体及び加盟団体長の認める団体は、夏期バッジテスト開催申請書を、開催希望日2か月前までに、加盟団体経由で、開催するスキー場、開設地のスキー学校、所属団体及び加盟団体の許可を得たエビデンスを添付の上、本連盟に提出し、教育本部長の承認を受けることとする。 5．開催申請書には以下の項目を記載することとする。 ①主催団体 ②会期 ③会場 ④斜面（人工芝、スノーマット等）、全長、幅、平均斜度 ⑤実施級 6．バッジテスト実施報告書は、バッジテスト終了後1か月以内に以下の項目を記載し、加盟団体経由で本連盟まで提出することとする。 ① 主催団体 ② 会期 ③ 会場 ④ 実施級 ⑤ 申込者数 ⑥ 合格者数 7．夏期に営業するスキー場の斜面等の諸条件を勘案して、プライズテストの実施は認めない。 8．級別テストの実施については諸条件を勘案して2級以下とする。 9．ジュニアテストについては、1級から6級までの、6階級のテストを認める。 10．この検定を実施する場合のテスト基準等については、S A J 公認スキーバッジテスト基準及び実施要領による。 11．夏期開催バッジテスト取得級と冬期開催バッジテスト取得級の評価は同一のものとする。 12．この内規の改廃は、教育本部理事会の議決による。 平成26年7月15日 制定 平成29年7月15日 改正 令和2年9月25日 改正 令和4年9月26日 改正	525（内規） 夏期営業のスキー場におけるバッジテスト内規 1．公認スキーバッジテスト規程第2条<u>第2項</u>に基づき、内規を定める。 2．夏期に営業するスキー場における公認スキーバッジテスト（以下「バッジテスト」という。）を実施する場合は、この内規の定めるところによる。 3．開催する斜面の形態は、人工芝、スノーマット等、使用する道具はスキー又はスノーマット専用スキーを原則とする。 4．開催を希望する加盟団体、公認スキー学校、所属団体及び加盟団体長の認める団体は、夏期バッジテスト開催申請書を、開催希望日2か月前までに、加盟団体経由で、開催するスキー場、開設地のスキー学校、所属団体及び加盟団体の許可を得たエビデンスを添付の上、本連盟に提出し、教育本部長の承認を受けることとする。 5．開催申請書には以下の項目を記載することとする。 ①主催団体 ②会期 ③会場 ④斜面（人工芝、スノーマット等）、全長、幅、平均斜度 ⑤実施級 6．バッジテスト実施報告書は、バッジテスト終了後1か月以内に以下の項目を記載し、加盟団体経由で本連盟まで提出することとする。 ① 主催団体 ② 会期 ③ 会場 ④ 実施級 ⑤ 申込者数 ⑥ 合格者数 7．夏期に営業するスキー場の斜面等の諸条件を勘案して、プライズテストの実施は認めない。 8．級別テストの実施については諸条件を勘案して2級以下とする。 9．ジュニアテストについては、1級から6級までの、6階級のテストを認める。 10．この検定を実施する場合のテスト基準等については、S A J 公認スキーバッジテスト基準及び実施要領による。 11．夏期開催バッジテスト取得級と冬期開催バッジテスト取得級の評価は同一のものとする。 12．この内規の改廃は、教育本部理事会の議決による。 平成26年7月15日 制定 平成29年7月15日 改正 令和2年9月25日 改正 令和4年9月26日 改正 <u>令和6年7月11日 改正</u>	525の改訂に伴い修正